訓

令

○青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の

推産 進立

課地

○青森県主要農作物種子法施行細則を廃止する規則…………

(農産園芸課) …

十五条の次に次の一条を加える。

(消防保安課) … |

○青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則………

規

則

目

次

〇右

○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……

(建築住宅課) …

同 同

:

同.....

規

則

第四千四百二十九号

平成三十年三月二十六日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

三月二十六日

平成三十年

青森県規則第七号

青森県消防学校教育訓練規則 青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則 (昭和三十五年五月青森県規則第二十七号)の一部を

次のように改正する。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第 第十五条の見出しを「(入寮)」に改め、同条第二項を削る。

(実費の納付

第十六条 学生は、教材費、食費及び雑費について、実費を納付しなければならな

則

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

青森県主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

(保健衛生課)

○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従

告

示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃

(障害福祉課)

平成三十年三月二十六日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県規則第八号

青森県主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定………… ○身体障害者福祉法による医師の指定……………………

(都市計画課) … 五

(道

路

:

Ħ.

同同

: 四 : 四

青森県主要農作物種子法施行細則 (昭和二十七年八月青森県規則第八十七号)は、

廃止する。

: 五

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

庁 般

各 出 先 機

関

ように定める。 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次の

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程 (昭和四十六年十二月青森県

題名を次のように改める。

青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程

会議」を「青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議」に改める。 第一条中「工業等の」を「産業の」に、「青森県農村地域工業等導入促進対策連絡

する法律」に、「に規定する農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実 施計画」を「第四条第一項に規定する基本計画」に、「工業等の」を「産業の」に改 第二条中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関

青

課長」を削る。 第三条第一項中「、および」を「及び」に改め、同条第二項中「、財政課長、税務

則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

示

青森県告示第二百三十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定による

東京都港区新橋六丁目八の二

研修及び講習の名称

研修

。 第

(通信制)

2 講習

平成三十年度青森県クリーニング所業務従事者講習 第

1 研修

平成三十年七月八日(日)	平成三十年七月一日(日) 平成三十年七月一日(日) ・ 一方ち廃棄物の処理及び清掃に関する(うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格で得るための講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格中時から正午まで)	日時
むつ市本町二丁目七	八戸市総合福祉会館	場所

務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示す クリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村

申

吾

主催者の住所及び名称

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

平成三十年度青森県クリーニング師研修

平成三十年度青森県クリーニング師研修 (第二型

平成三十年度青森県クリーニング所業務従事者講習(第二型 (通信制))

三 開催日時及び場所 (第一型)

正午まで

資格取得講習の科目は、

午前十時から

午前十時から午後五時まで 平成三十年七月二十九日

日

青森市中央三丁目

二七

アピオあおもり

(うち特別管理産業廃棄物管理責任者

2

講習

日

時

場

所

午後

四 1

(3) 平成30年3月26日

午後 午後

 $\widehat{\mathbb{H}}$

はねやホテル

八戸市総合福祉会館 八戸市根城八丁目八の一五五

 $\widehat{\mathbb{H}}$

平成三十年七月一日 時から午後五時まで

むつ市本町二丁目七

-成三十年七月八日 時から午後五時まで

午後

平成三十年七月二十二日(日) 時から午後五時まで

平成三十年七月二十九日(日

青森市中央三丁目

一七の

んピオあおもり

名

称

所 在 地

青森原燃テクノロジーセンター

- 北郡東北町字乙供五八

時から午後五時まで

受講対象者

研修

 $(\!-\!)$ 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一

 (\Box)

型研修を都合により受講できない者 第二型 (通信制)

2

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

(第

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者のうち第一型研修を都合

により受講できない者 (第二型 (通信制)

受講申込書の提出先

Ŧī.

午前十時から午後五時まで 平成三十年七月二十二日

青森原燃テクノロジーセンター

- 北郡東北町字乙供五八

日

正午まで

資格取得講習の科目は、

午前十時から

資格取得講習の科目は、

午前十時から

(うち特別管理産業廃棄物管理責任者

正午まで

午前十時から午後五時まで

はねやホテル

(うち特別管理産業廃棄物管理責任者

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター 青森市堤町二丁目一六の一一

六 受講料

1

研修受講料

八千円 (特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まない場合)

三千円 (特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみの場合)

講習受講料 四千五百円

2

青森県告示第二百三十七号

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 百二十三号)第四十六条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サービス事業者から 同法第五十一条第二号の規 (平成十七年法律第

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申

吾

の サ障 種 ド福 ス 社			
名	行障 害		
称	害福祉サ		
所	事ービ		
在	業事業		
地	業所を		
年廃 月 日止			

事 業 者

三丁目四の三五所川原市若葉 **등平** 一 三 三 三

ション パーステー アー

居宅介護

(第 二型)

四朝日町八五の

あーるど ・ は 大 は 人

務組 合 社 地 方 教	株式会社エ	株式会社エ	人拓心会福祉法	人拓心会	人 拓心会 社会福祉法	の活 里 強 ま 大 夢 利	あーるど お 動 法 人	あーるど お 動 法 人	あーるど お 動 法 人	あーるど 人 人 人
蛇坂五五の八	町六の五 一 番	十 和田市東 番	の三 尾字懸樋二二二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	の三 尾字懸樋二二二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	の三 尾字懸樋二二二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	目一二の九 一丁	四朝日町八五の 町別原市金木	四朝日町八五の 町別原市金木	四朝日町八五の 町別原市金木	四朝日町八五の 町別原市金木
生活介護	介重 護 訪問	居宅介護	行動援護	介護 重度訪問	居宅介護	支就 援労 移 行	生活介護	援共 助 生 活	支就 接 形 型 続	行動援護
つ寮 公立からま	ずション デーム られ られ られ しょう アール ちゅう アール もれ しゅう かん かん かん かん かん かん 田	ずショス テーム られ られ られ しょう アームへ かけ 日 日 日 田	つばさ テーション ション	つばさ テーション ション	つばさ テーション ション	気」下 移行支援事 下 北 勇事	えいぷりる	たホグ ルームび ープ プ	たたらびし	ショステー
作出 作田 道五二 の二 二 の二	な」という。 な」では、 な」では、 大村のの一本本字では、 大村のの一本本学では、 大学では、 、 大学では、 、 大学では、 は、 大学で 、 大学では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	な」な」と な」が自身では 大村の一本本字一本本字 大村の一本本字 大十和田市大学 では では では では では では では では では では	町六丁目四九五所川原市松島	町六丁目四九	町六丁目四九	丁目三の三三三の三三二	四朝日町八五の 町別原市金木	三丁目四の三五所川原市若葉	三丁目四の一〇	三丁目四の三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第二百三十八号

蛇坂五五の八上北郡七戸町字

支施設 入所

公立からま

作田道五二の二上北郡七戸町字

"

務組・ 育・ 福祉 事 教

蛇坂五五の八上北郡七戸町字

短期入所

公室からま

作田道五二の二上北郡七戸町字

"

三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

平成三十年三月二十六日

Ż	
勤	
務	
す	
る	
病	
院	
等	青森
诊	県知事

三

村

申

吾

玉井	氏	
佳 子	名	
部弘附前	名	勤
前人所属病		務
院医学	称	す
五弘 三前	所	る
市市大	在	病
字本	11.	院
町	地	等
免不血 疫全液 機ウ内	診	
機能障害	扔	· F
しにト	禾	¥
よ免る疫	â	3
등平 · 成	年指	
四	月	
_	日定	

青森県告示第二百三十九号

の二十四第一号の規定により公示する。 より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定に

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申

種類類類	所障 医児 の通	
名	う障 事害	:
弥	事業所 害児通所支援事業を行	
䜣	支援	
在	争業を	-
也	行	7
年月日	指定	3

指定障害児通所支援事業者

名

称

の 所 在 地主たる事務所

名

称

所

在

地

吾

(

ベート イス スイン スティー・イス スイン スイン スクリン スター スター・イス アーカー・アース アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・ア	ベートイス
西の三一青森市佃二丁目	四の三一青森市佃二丁目
ビデイ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	支児 援童 発達
きらら佃 イサービス ア	きらら佃 という という という という という という という という という という
四の二九 二階 二丁目	四の二九 二階 青森市佃二丁目
"	三平 · 成 四· 一

青森県告示第二百四十号

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 同項の規定により公示する。 第十八条第二項の規定により、 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から平成三十年四月二十五日まで青森県県土整備

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

線道戸来十和田	路線名
十和田市大字滝沢字下モ平八九の一まで十和田市大字滝沢字道ノ上五の一から	供用開始の区間
平成三0・三二六	の期日

青森県告示第二百四十一号

において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十五日認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第 一項の規定により、 同条第二項 黒石都市

平成三十年三月二十六日

施行者の名称

青森県知事 \equiv 村 申

吾

黒石市

都市計画事業の種類

黒石都市計画下水道事業

事業施行期間

三

昭和五十五年八月二日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

十七号)の事業地に変更なし。 都市計画事業計画の変更認可 (平成二十四年三月二十八日青森県告示第二百四

使用の部分

2

目 田 出石田及び字出石田派を削り、同事業地のうち、大字下目内沢字小屋敷添、 字桜田及び字清川地内において事業地を変更する。 扇田、字龍ノ口及び字山辺、大字高賀野字高田並びに大字牡丹平字出石田北、 坂道北及び字竹田、大字中川字富田及び字花岡、大字浅瀬石字稲田、字松田、 字十三森、大字袋井町字川原田、大字境松字坂本及び字川原田、大字東野添字長 十七号)の事業地のうち、大字北田中字田中、字村ヨリ西及び字堀合、大字黒石 都市計画事業計画の変更認可(平成二十四年三月二十八日青森県告示第二百四 あけぼの町、竹田町、青山、八甲、境松一丁目、黒石、袋井三丁目、袋井二 大字追子野木字長谷川、 田中、大字北田中字村後北、末広、大字黒石字建石及び字砂森、西ケ丘、 柵ノ木一丁目、柵ノ木二丁目、長崎二丁目、 大字後大工町、角田、大字牡丹平字福民西、字福民北及び字福民出石田 大字中川字篠村並びに大字浅瀬石字村元、字村上、 追子野木三丁目、追子野木二丁 松 富 字 字

青森県告示第二百四十二号

二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十五日認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 弘前広域 同条第

平成三十年三月二十六日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

施行者の名称

藤崎町

都市計画事業の種類 弘前広域都市計画下水道事業

事業施行期間 平成二十七年三月二十三日から平成三十八年三月三十一日まで

三

1 収用の部分 四

事業地

2 使用の部分 なし

都市計画事業の認可 (平成二十七年三月二十三日青森県告示第百八十七号)の

事業地に変更なし。

青森県告示第二百四十三号

計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十六日認可したので、同条第二項 において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 板柳都市

平成三十年三月二十六日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

施行者の名称

都市計画事業の種類

板柳都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成二年十一月一日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

2 使用の部分

九号)の事業地に、大字小幡字宮本、大字掛落林字宮本、字前田及び字鶴ケ 都市計画事業計画の変更認可(平成二十三年十一月十六日青森県告示第八百六

> のうち、 内及び字二潟並びに大字深味字西西田及び字東西田地内において事業地を変更す 池、大字石野字大柳、字宮本及び字田毎並びに大字赤田字品吉を加え、同事業地 大字灰沼字玉川、 大字赤田字松下及び字桂、 大字三千石字五十嵐、字宮

青森県告示第二百四十四号

る

第一項の規定により公示する。 のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 第十八条の二第一項の規定により、次

平成三十年三月二十六日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

宅センター 株式会社建築住 名 称 青森市本町四丁目五の五 住 所 青森県全域 業 務 X 域 등平 ・成 =・ 年指 月 日定

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭